



- 《物件番号①》
- 物件名称 長峰市有地
 - 所在地 北多久町大字小侍5815番地・5816番地
 - 面積 236.85㎡ (91.37㎡・145.48㎡)
 - 予定価格 5,103,100円



- 多久市では、一般競争入札により次のとおり市有地を売却します。
- 入札日時 11月16日(日) 10時～
 - 入札会場 市役所1階 小会議室
 - 売払いの方法 一般競争入札(予定価格以上の金額で、最高金額が落札)

市有地を売却します

申・問 都市建設課 都市計画係 ☎0952-75-4827



- 《物件番号②》
- 物件名称 砂原市有地
 - 所在地 北多久町大字小侍5895番地
 - 面積 231.28㎡
 - 予定価格 5,436,800円



- 入札参加申込 11月7日(金)までに、都市建設課都市計画係へ申込書の提出が必要です(書類は、都市計画係で配布、市のホームページよりダウンロードできます)。
- 留意事項 現地見学会は実施しません。物件の引き渡しは現況のままです。

出典：国土地理院ウェブサイト

大規模な土地取引には届出が必要です

問 都市建設課 都市計画係 ☎0952-75-4827



一定面積以上(別表)の土地取引をした場合には、国土利用計画法第23条第1項により、契約締結日も含め2週間以内に、土地の所在する市町を経由して、知事へ届出を行う必要があります。

届出をしなかったり、偽りの届出をしたりすると罰則が科せられることがあります。

くわしい手続きについては、都市建設課都市計画係へお尋ねください。

- 届出義務者 権利取得者(譲受人)
- 届出の時期 契約締結日も含め2週間以内
- 届出先 土地の所在する市町
- 罰則 6月以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金

別表

都市計画区域内	5,000㎡以上
都市計画区域外	10,000㎡以上